

各政令指定都市の区役所で行っている業務

業務項目		札幌市	仙台市	さいたま市	静岡市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
区数		10	5	10 (H17.4月～)	3	6	18	7	16	11	24	9	8	7	7
総務部門	庶務														
	広報														
	統計														
	会計														
コミュニティ部門	地域活動振興														
	地域組織支援														
窓口サービス部門	戸籍・住民票														
	税務														
	年金・保険														
	福祉・保健				(福祉)										
土木建築部門															
保健所業務・衛生部門															
産業部門	農政に係る業務														
	商工業振興														
	観光振興														
	農林施設に係る業務														

凡例： = 機能あり 無印 = 機能なし
 = 土木建築関係は土木事務所で行うが、区役所でも若干の土木・建築業務を行っている都市。
 = 保健所は市内に1ヶ所だが、区役所でも若干の保健業務を行っている都市。
 産業部門の各機能は自治体により、一部の区のみが存在するものもある。